

令和5年8月1日制定施行

(目的)

第1条 この要綱は、褥瘡の予防及び治療のための適正な管理を行い、並びに褥瘡の予防及び治療のための対策（以下「褥瘡対策」という。）の効率的な推進を図るために設置する褥瘡対策委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の業務)

第2条 褥瘡対策委員会（以下「委員会」という。）の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 褥瘡対策に係るマニュアル（以下「褥瘡対策マニュアル」という。）の整備に関すること。
- (2) 褥瘡対策の検討に関すること。
- (3) 褥瘡対策に係る疫学調査及び研究に関すること。
- (4) 褥瘡対策に係る研修及び教育に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、褥瘡対策に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院長
- (2) 看護部長及び副看護部長
- (3) 看護部に属する部署の長
- (4) 診療補助部に属する部署の長
- (5) 病院長が任命する褥瘡専任看護師
- (6) 前各号に掲げる者のほか、病院長が指名する看護師（准看護師を含む。）

2 前項第2号から第4号までに掲げる職員の職（副看護部長を除く。）にある者が置かれていない場合にあつては、別に定めるところにより事務取扱又は代理をする者を委員とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 前項の委員長（以下「委員長」という。）は、病院長をもって充てるものとし、同項の副委員長（以下「副委員長」という。）は、看護部長をもって充てるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、毎月1回開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 委員（第3条第3号及び第4号に掲げる委員に限る。）が会議に出席できないときは、できるだけ当該委員の代理の職員が出席するものとする。

6 委員長は、委員以外の者の説明又は意見を聴く必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、又は資料の提供を求めることができる。

7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

8 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する議事録を作成するものとする。

(マニュアル)

第6条 褥瘡対策マニュアルは、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

2 委員会は、褥瘡対策マニュアルについて、随時見直し、及び改定するとともに、看護職員（看護補助員を含む。以下同じ。）に周知するものとする。

3 前項の周知は、看護部に属する部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

(資料の収集等)

第7条 委員会は、褥瘡対策に関する資料を収集するものとする。

2 委員会は、前項の規定により収集した資料について、褥瘡対策の適正な運用のために整備するとともに、褥瘡対策に関し必要な事項を看護職員に周知し、及びこれを徹底するものとする。

3 前項の周知は、看護部に属する部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

(研修等)

第8条 委員会は、褥瘡対策に関する研修及び教育を実施するものとする。

2 前項の研修（以下この条において「研修」という。）は、看護職員を対象として少なくとも年1回開催するものとする。

3 第1項の教育（以下この条において「教育」という。）は、新規採用職員（看護職員に限る。）を対象として随時実施するものとする。

4 研修及び教育（以下この条において「研修等」という。）の実施方法及び内容については、委員会が定める。

5 研修等の実施内容（開催日時、参加者、項目等をいう。）については、研修実績簿（別に定める。）により記録するものとする。

6 前項の研修実績簿の保存期間は、2年とする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、看護部において処理する。

(要綱の改廃)

第11条 この要綱の改廃は、病院長の承認を得て、委員会が行うものとする。この場合において、病院長は、当該改廃の内容が法人若しくは病院の運営に多大な影響を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は法令に違反する恐れがあると認めるときには、当該内容について、事前に理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(廃止)

2 褥瘡対策委員会規程（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この要綱の規定に

よる廃止前の褥瘡対策委員会規程（以下「廃止前の規程」という。）による褥瘡対策委員会は、施行日において、この要綱の規定による褥瘡対策委員会とみなすものとする。

4 施行日の前日において、廃止前の規程に規定する委員会のメンバーにある者は、施行日において、第3条の委員とみなすものとする。

5 施行日の前日において、現に存する廃止前の規程に規定する委員会の記録は、施行日において、第5条第8項に規定する議事録とみなすものとする。

6 施行日の前日において、現に存する褥瘡対策マニュアルは、施行日において、第6条第1項の褥瘡対策マニュアルとみなすものとする。

7 施行日の前日までに実施した廃止前の規程に基づく研修及び教育は、施行日において、第8条の研修等とみなすものとする。

8 施行日の前日において現に存する廃止前の規程に基づく研修及び教育に関する記録は、施行日において、第8条第5項の研修実施簿とみなすものとする。

（要綱の成立要件）

9 この要綱は、理事長の承認を得て、病院長が制定したものでなければならない。